

(翌年以後に適用対象者の要件を満たさなくなった場合)

問 7 特定増改築等を含む住宅の増改築等をして平成19年中に自己の居住の用に供し、平成19年分の確定申告において、特定増改築等住宅借入金等特別控除(措法41の3の2)の適用を受けましたが、翌年以後において、「特定増改築等住宅借入金等特別控除が受けられる人」(問6参照)の要件を満たさなくなった場合、翌年以後もこの控除の適用を受けることができますか。

(答)

措法第41条の3の2第1項は、一定の居住者が自己の所有する自己の居住の用に供する家屋について住宅の増改築等をして、自己の居住の用に供した場合に特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる旨、規定しているところ、居住の用に供したとき(原則的には、居住年の12月31日)においてこれらの要件を満たしていれば差し支えないものと考えられます。

したがって、居住の用に供した年の翌年以後の適用年において、例えば、高齢者等が死亡するなどし、「特定増改築等住宅借入金等特別控除が受けられる人」の要件を満たさなくなった場合であっても、引き続き特定増改築等住宅借入金等特別控除を適用することができます。